

令和 7 年 9 月市議会 総務委員会資料

第94号議案

長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

目 次

1	条例改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	条例に規定する選挙公営について・・・・・・・・・・・・	P 3
3	新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 ～ 5

選挙管理委員会
令和 7 年 9 月

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費の支払に係る限度額等を引き上げようとするもの。

(2) 改正内容

ア 選挙運動用ビラの作成の公営（第9条及び10条関係）

区 分	改正（案）①	現行②	増減（①-②）
作成単価（1枚あたり）	8円38銭	7円73銭	65銭

イ 選挙運動用ポスターの作成の公営（第13条関係）

区 分	改正（案）①	現行②	増減（①-②）
作成単価（500枚を超える分）	30円73銭	28円35銭	2円38銭
定額分	609,690円	586,905円	22,785円

※ポスター1枚あたり単価の限度額

（ポスター掲示場設置数を748箇所（令和7年参議選実績）と想定）

	826円	795円	31円
--	------	------	-----

(3) 施行日

公布の日

(4) 改正後の影響額

市議候補1人あたり 約26,000円増 @0.65円×4,000枚+@31円×748枚=25,788円

市長候補1人あたり 約34,000円増 @0.65円×16,000枚+@31円×748枚=33,588円

※単価は1枚あたりの増加額、選挙運動用ビラの数は上限枚数、

選挙運動用ポスターの設置数は令和7年参議選実績をそれぞれ使用

2 条例に規定する選挙公営について

区分	公費負担の対象		公費負担の限度額
選挙運動用自動車 ※一般運送契約またはその他の契約のいずれかを選択	一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については、1台に限る。）	各日について、 64,500円
	その他の契約 (一般運送契約以外、レンタル等)	自動車借入契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については、1台に限る。）
		燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
		運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について1人に限る。）
ビラ	当該候補者を通じて、作成単価（単価の限度額以内）に作成枚数（市議選挙4,000枚以内、市長選挙16,000枚以内）を乗じた金額 単価の限度額 <u>8.38</u> 円		
ポスター	当該候補者を通じて、作成単価（単価の限度額以内）に作成枚数（ポスター掲示場の数以内）を乗じた金額 単価の限度額（円）＝ $\{ \underline{30.73} \times (N - 500) + \underline{609,690} \} \div N$ N：ポスター掲示場の数		

※下線部は、今回の改正部分

3 新旧対照表

改正後	改正前
平成6年9月28日 条例第21号 第1条から第8条まで [略] (ビラの作成の公費の支払) 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (ビラの作成の公費負担の限度額) 第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数）を乗じて得た金額とする。 第11条から第12条まで [略]	平成6年9月28日 条例第21号 第1条から第8条まで [略] (ビラの作成の公費の支払) 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (ビラの作成の公費負担の限度額) 第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数）を乗じて得た金額とする。 第11条から第12条まで [略]

改正後	改正前
(ポスターの作成の公費の支払) 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>30円73銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第14条から第15条及び附則まで [略] <u>附 則</u> <u>（施行期日等）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 改正後の長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される長崎市議会議員及び長崎市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された長崎市議会議員及び長崎市長の選挙については、なお従前の例による。</u>	(ポスターの作成の公費の支払) 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>28円35銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第14条から第15条及び附則まで [略]